

返済負担軽減 借換等特別資金

ゼロゼロ融資等の返済負担軽減 のための借換等特別融資制度

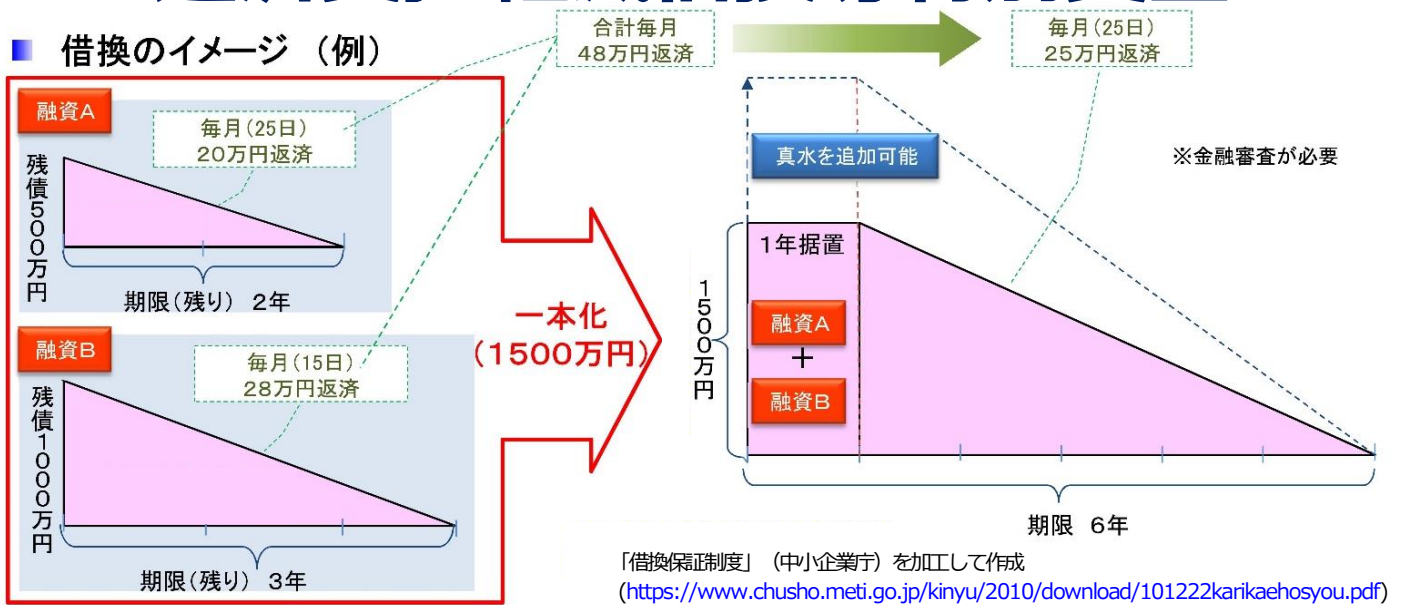
- ✓ 長期（最大10～15年間）で、
新たな据置期間（最大5年間）への借換
- ✓ 経営改善等に必要とする新たな資金需要にも対応
- ✓ 経営者のみで立て直しが困難な場合に、金融機関や中小
企業活性化協議会等による経営の実情に応じた支援を実施

このようなケースに活用できます

- 👉 長期にわたるコロナの影響や物価高を克服し、
事業活動を継続するため、毎月の返済額を軽減したい。
〔一般枠による借換〕
- 👉 収益力の改善に取り組むため、毎月の返済額を増やさず
に新規の事業資金を受けたい。
〔一般枠による借換+追加融資〕
- 👉 抜本的な経営改善に向けた計画の作成に当たり、
支援機関のアドバイスを受けたい。
〔活性化枠において経営改善計画作成を支援〕

返済負担軽減借換等特別資金

借換のイメージ（例）



融資対象・条件（概略）

～詳細は県HPをご確認ください～



区分	一般枠	活性化枠
融資対象	〈借換関連〉 売上又は利益率の減少要件(5%以上)もしくはセーフティネット4号又は5号の認定取得が要件 〈その他〉※令和6年2月15日に取扱開始 令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の取得が要件	中小企業活性化協議会等の支援を受けて作成した経営改善等計画に基づく経営改善の取組が要件
融資限度額	1億円	2億8千万円
融資期間	10年(うち据置5年)以内	15年(うち据置5年)以内
資金使途	運転資金・設備資金(※一般枠〈その他〉は事業の再建に必要な事業資金)	
融資利率 ()内は責任共有対象外	5年以内：年1.5%(年1.3%) 5年超：年1.6%(年1.4%)	5年以内：年1.5%(年1.3%) 5年超10年以内：年1.6%(年1.4%) 10年超15年以内：年1.7%(年1.5%)
保証料率	すべて保証付 年0.05%～年0.71%(※国と県の保証料補助による事業者実質負担)	
備考	・別途、金融機関・信用保証協会による審査があります。 ・保証人、担保の有無については金融機関・信用保証協会にご確認ください。 〈令和5年10月1日以降〉 セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に限る)の認定を取得して当該資金を利用する場合、借換目的での利用のみとなります。 ※新規融資のみでの利用はできません(借換資金+追加融資は可)。	

融資のご相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、
商工中金 等)

資金全般のお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は
山口県経営金融課

※金融機関の窓口で「借換資金を利用したい」旨を告げ、具体的な借り換えのプランを御相談ください。